



豊見城市

出産・子育て応援給付金

豊見城市では、令和5年4月10日より全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで寄り添う「伴走型相談支援」の充実と、経済的支援として「出産・子育て応援給付金」の支給を行います。

伴走型相談支援

安心して出産・子育てができるよう、妊婦さんやその家族、出産後のパパ・ママと保健師等専門職が面談を行い、出産・子育ての見通しや利用できる子育て支援サービスを一緒に確認します。

(面談の時期)

面談①：妊娠届出時 (必須) 面談②：妊娠8か月時 (希望時) 面談③：出生届出時または赤ちゃん訪問時 (必須)

経済的支援

(出産応援給付金)

妊婦さん1人あたり5万円

申請期限：妊娠届出後なるべくはやめに(妊娠中)

(子育て応援給付金)

お子さま1人あたり5万円

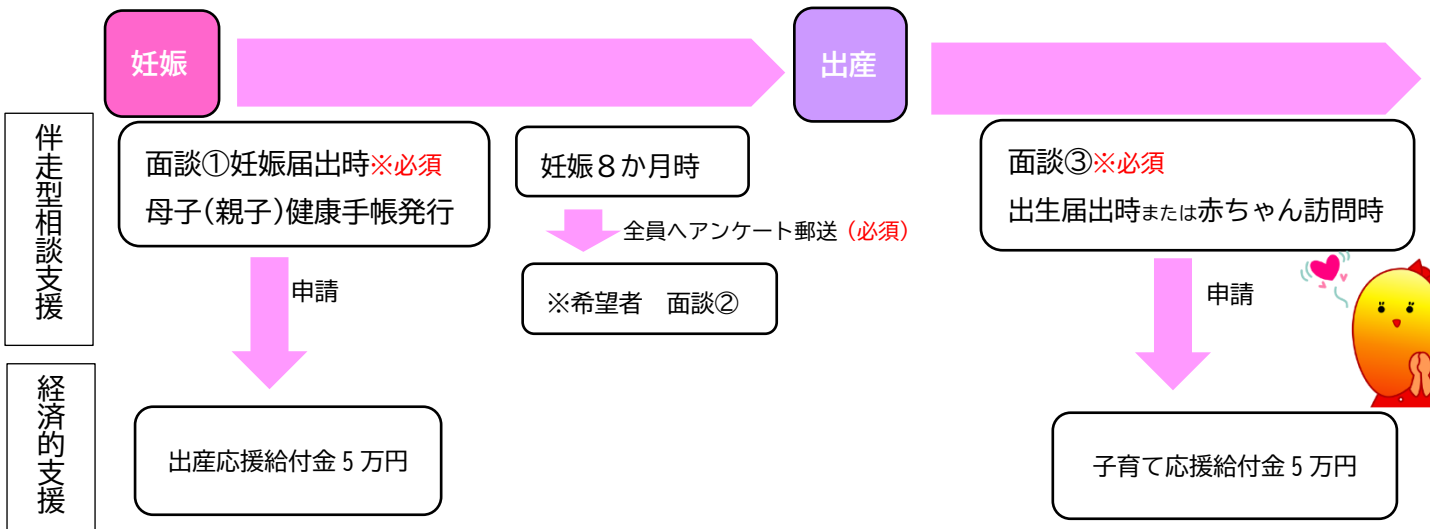
※多胎児の場合は児の人数×5万円

申請期限：原則、生後4か月になるまで



- ▶ 給付を受けるには伴走型相談支援による面談と申請が必要です。
- ▶ 申請書は伴走型相談支援による面談①と面談③の実施後にお渡しいたします。
(面談③はお子さまの養育者として母親が含まれる場合は母親との面談が必須となります。)
- ▶ 給付金の申請ができるのは、それぞれ1回ずつです。

<事業の流れ>



(お問い合わせ先)

豊見城市 子育て支援課 子育て世代包括支援センターとみココまで ☎098-850-0143

詳しくは市ホームページへ



<対象者について>

妊娠届提出日	出産日（児の生年月日）	出産応援給付金※1	子育て応援給付金※2
	令和4年4月1日～令和5年4月9日	申請書とアンケートを郵送します。必要書類とともに同封の返送用封筒にて郵送してください。（アンケートが面談の代わりになりますので必ず回答が必要です。） （申請受付後一括で10万円を支給します） 申請期限：令和5年10月6日（金）まで	
令和4年4月1日～令和5年4月9日	令和5年4月10日以降	出生届出時又は赤ちゃん訪問での面談終了後に 申請書 をお渡しします。原則、電子申請です。 （申請受付後一括で10万円を支給します。）	
令和5年4月10日以降	令和5年4月10日以降	妊娠届出の際に面談を行い、 申請書 をお渡しします。原則、電子申請です。	出生届出時又は赤ちゃん訪問での面談終了後に 申請書 をお渡しします。原則、電子申請です。

※1 出産応援給付金は、妊娠届出後に流産等で出産に至らなかった場合も支給対象になります。

※2 子育て応援給付金は、出産後にお子さまが亡くなられた場合も支給対象となります。

<給付の時期について>

申請を受理しておおむね2ヵ月後に申請時に指定した口座へ振り込みます。ただし、申請書の記入や必要書類に不備があった場合は、訂正・再提出をお願いする場合があります。市から振込のお知らせ等は送付致しませんので、3か月たっても振込がない場合は、お問い合わせください。

<転出・転入された方について>

原則として、申請時に住民票がある市町村で給付を受けることになります。

（転出）

豊見城市を転出した方で、豊見城市に給付金を申請する場合は、転出前に面談を実施していることが必要です。面談を実施する前に転出した方は転出先市町村へお問い合わせください。

（転入）

豊見城市に転入した方で、豊見城市に給付金を申請する場合は、豊見城市で面談を実施することが必要です。子育て支援課までお問い合わせください。

<連絡事項>

- ▶原則として、申請時に豊見城市に住民票があることが必要になります。
- ▶所得制限はありません。
- ▶給付金は課税対象にはなりません。

<注意事項>

- ▶他の自治体で、国の出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト・子育て支援ギフト（現金・クーポン等）を受給している場合は支給対象外です。万が一、二重受給があった場合は返還を求めます。
- ▶振り込め詐欺にご注意ください。給付金を振り込むために市がATMの操作をお願いしたり、手数料の振込をお願いすることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、警察へご連絡下さい。